豊橋市告示第357号

平成11年豊橋市告示第52号(悪臭防止法の規定に基づく悪臭原因物の排出規制 地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日か ら施行する。

平成18年12月22日

豊橋市長 早 川 勝

「第4条第1項の規定に基づき、特定悪臭物質の種類ごと」を「第4条第2項の規定に基づき、臭気指数」に改める。

- 2 規制基準を次のとおり改める。
- (臭気指数の規制基準)

2 規制基準

(1) 法第4条第2項第1号に規定する敷地境界線における規制基準

規制地域の区分				第 1 種地域	第2種地域	第3種地域
臭	気	指	数	1 2	1 5	1 8

- (2) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における規制基準
 - 2(1)の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した値
- (3) 法第4条第2項第3号に規定する排出水中における規制基準
 - 2(1)の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した値